

○職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

制 定 平 26. 3.25 規則 1

(趣旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 20 条の 2 の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 条例第 20 条の 2 第 1 項の管理者が定める職員は、課長級（課長代理を含む。）以上の職にある職員とする。

(手当額)

第 3 条 条例第 20 条の 2 第 2 項の管理者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長の職にある職員 10,000 円

(2) 課長級（課長代理を含む。）の職にある職員 7,000 円

2 条例第 20 条の 2 第 2 項ただし書の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

(支給日)

第 4 条 管理職員特別勤務手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。